

一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る事業者募集要項

1 趣 旨

本募集要項は、「一宮市保育所等施設総合管理計画」（平成31年3月策定）および「一宮市保育所の民間移管実施基準」（令和元年9月制定）に基づき、民営化する一宮市立黒田西保育園の運営を引き継ぐ法人（以下「移管先」という。）を公募することに関して必要なことを定める。

2 施設の概要

- (1) 名 称 一宮市立黒田西保育園（以下「黒田西保育園」という。）
- (2) 所 在 地 一宮市木曾川町黒田字北宿四の切80
- (3) 開設年月日 昭和23年4月
- (4) 建 築 年 昭和44年3月現園舎竣工（平成21年12月耐震補強工事）
- (5) 面 積 敷地面積：2,798.03㎡ 延床面積：913.23㎡
- (6) 構 造 木造平屋建
- (7) 施 設 内 容 乳児室1室、保育室5室、遊戯室1室、調理室1室、
医務室1室、事務室1室、プール1か所
- (8) 定 員 130人（令和2年4月1日現在）
（0～2歳児：53人、3～5歳児：77人）

3 施設の使用状況等（令和2年4月1日現在）

- (1) クラス配置 上記2（7）について次のように使用している。
乳児室1室…2歳児クラス
保育室5室…0歳児、1歳児、3歳児、4歳児、5歳児
クラス
遊戯室1室…行事、お昼寝等
- (2) 職員配置 ①保育士
・園長1名、主査2名
・クラス担任等15名
正規職員7名、会計年度任用職員（臨時職員）8名
・延長保育等対応会計年度任用職員（臨時パート職員）
2名
②調理員：外部委託
③事務員：会計年度任用職員（臨時職員）1名
- (3) 過去3年の入園状況

単位：人

入園日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R2.4.1	3	16	17	21	19	20	96
H31.4.1	2	15	22	21	20	19	99
H30.4.1	2	19	17	22	20	13	93

4 移管年月日

令和6年4月1日

5 移管方法、移管条件等

別添「一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る特記事項」を遵守すること。

6 応募資格

本市の保育行政や「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）等の関係法令等を遵守して、誠実に運営するとともに、地域と信頼関係を築きながら、本市の保育行政をよく理解し、地域の取り組みに対して積極的に協力できる事業者を募集する。

応募資格は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) ・応募した時点で、一宮市内において「児童福祉法」に定める認可保育所、または「学校教育法」（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園を設置及び経営している法人格を持つ者（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める幼保連携型認定こども園を運営している法人も含む）
 - ・施設の建設及び安定的な運営に必要な能力、資力等を有する者
- (2) 「児童福祉法」第35条第5項各号、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条第5項各号に該当すること。
- (3) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）及び「民事再生法」（平成11年法律第225号）等による手続き中でないこと。
- (4) 「一宮市暴力団等の排除に関する条例」（平成23年一宮市条例24号）の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 応募時点で、国税、県税及び市税の滞納がないこと。
- (7) 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「児童福祉法」、「一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（令和2年一宮市条例第59号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」（令和2年一宮市条例第60号）、「一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」（令和2年条例第61号）等の関係法令に適合し、「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年内閣府／文部科学省／厚生労働省）に適合すること。

働省告示第1号)を遵守して保育の実施にあたる意思があること。また、一宮市の条例及び指導を遵守できること。

7 応募書類

(1) 提出書類

別紙1「提出書類一覧表」に掲げる書類を以下の要領で提出すること。

- ア 正本1部及び副本(正本の写し)12部
- イ 提出書類はすべてファイルでとじ、提出書類一覧の書類番号ごとにインデックスをつけること。

(2) 注意事項

- ア 提出書類は、理由の如何に問わず返却しない。また、本市から指示があった場合を除き、提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出書類は、一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号)に基づき、行政文書として情報公開の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。ただし、法人・個人に不利益を与えると認められる部分は、非公開とする。
- ウ 上記書類について、全部又は一部が添付されていない場合や、書類中に記載漏れ等不備のある場合は、「一宮市保育所移管先事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」により失格と判定されることがあるので注意すること。

8 応募方法

(1) 資料配付

令和3年5月7日(金)から5月11日(火)までの間に、一宮市子ども家庭部保育課窓口(一宮市役所本庁舎9階)にて配付する。(ただし、窓口配付は土、日、祝日を除く)

(2) 説明会 (説明会参加は応募の必須条件とする。)

- ①日 時 令和3年5月中旬 ※法人ごとに日時を指定し後日通知
- ②場 所 黒田西保育園
- ③その他 ・1法人につき2名までの参加とする。

(3) 質問の受付と回答

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ①期 間 令和3年5月17日(月)から5月28日(金)まで
- ②受付方法 別紙4「質問書」により一宮市子ども家庭部保育課まで提出すること。(FAX、電子メール可)。
電話や窓口対応など口頭による質問は受け付けしない。
- ③回答方法 令和3年6月9日(水)に応募者全員に通知する。
- ④そ の 他 次に掲げる内容の質問に対しては回答しない。
 - ・ 単なる意見、要望に過ぎないもの

- ・ 誹謗中傷の類が含まれているもの
- ・ 応募に関して関連のないもの

(4) 応募書類の申込受付

- ①期 間 説明会以後 7 月 9 日（金）までの平日における
8 時 30 分から 17 時 15 分まで（時間厳守）
- ②場 所 一宮市子ども家庭部保育課窓口
- ③そ の 他 応募書類は必ず持参すること。
（郵送、F A X 及び電子メールでの受付不可）
なお、来庁の際は、事前に電話にて連絡すること。

9 選定

(1) 選定方法

選定委員会において、別紙 2「一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る事業者選定評価基準」に基づき、提出された書類と企画提案説明（プレゼンテーション）による審査を行う。

(2) 審査

下記日時において選定委員会が提出された書類とプレゼンテーションの内容を踏まえてヒアリングを行い、審査を実施する。時間については、対象となる法人へ別途連絡する。

なお、出席者は 3 名までとし、運営責任者（法人の代表者等）、法人の経理担当者、施設長予定者など保育内容の説明をできる者ができる限り出席できるよう調整すること。

①日 時 令和 3 年 8 月上旬（具体的な日時は後日通知）

②場 所 一宮市役所

必要に応じて、審査実施前に、申込者の運営する保育園等の運営状況の現地確認を行うものとする。

審査の結果、最も高得点となった適当な法人を移管先として選定する。
なお、応募法人が 1 者の場合であっても選定委員会において、適当でない
と判断した場合には選定しないこととする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募した法人へ速やかに文書にて通知する。また、選定された法人については、一宮市ウェブサイトに掲載し、公表する。

10 留意事項

- (1) 申込に要する費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出期限後においては、原則、一度提出された書類の記載内容の変更、差し替え、追加等は不可とする。
- (3) 移管先の選定前に選定委員会委員と個別に接触することを禁ずる。
- (4) 移管先決定後に、移管先の責めに帰すべき事由により当該移管先の移管手続きに着手又は継続することが適当でない認めるとき、又は市長

- の指示に従わないときは、その決定を取消すことがある。
- (5) (4) の場合において、移管先に生じた損害については、
一宮市はその賠償の責めを負わない。

11 参考

(1) 移管までのスケジュール

実施内容	期 間
資料配付	令和3年5月7日(金)～5月11日(火)
説明会(黒田西保育園)	令和3年5月中旬 ※法人ごとに日時を指定
質問受付	令和3年5月17日(月)～5月28日(金)
質問回答	令和3年6月9日(水)
申込書提出期限	令和3年7月9日(金)
審査(プレセッション)	令和3年8月上旬
移管先決定	令和3年8月中旬
移管年月日	令和6年4月1日

【 問合せ先 】

一宮市 子ども家庭部 保育課
〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市役所 本庁舎 9階
TEL 0586-28-8100(代表) 0586-28-9024(直通)
FAX 0586-73-9123
E-mail hoiku@city.ichinomiya.lg.jp

一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る特記事項

基本事項

1 移管後の運営施設

現在の黒田西保育園の園舎を建て替えたうえで、次のいずれかの類型による認定こども園(以下「新設認定こども園」という。)を開所・運営すること。

- ①現園舎移管の際は認可保育所として開所し、新園舎建設後に、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園に移行
- ②現園舎移管の際から、幼保連携型認定こども園として開所し、新園舎建設後も引き続き幼保連携型認定こども園として運営

2 開園日

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「祝日」という。)、年末年始(1月1日～3日、12月29日～31日)を除く毎日

3 開園時間

7時30分から18時30分の間において、標準保育時間として11時間実施し、その前後において30分以上の延長保育を実施できるよう開園時間を設けること。

※土曜日については、保育需要が少ないことを踏まえた開園時間とすることも可能とする。
(例：7時30分からから17時)

4 定員

1号認定分10人以内、3号認定分50人程度の定員を確保し、全体で150人程度となるよう移管先と市で協議のうえ定員を決定すること。

5 職員の配置および体制

移管先は、次表のとおり職員を配置すること。

なお、番号1から3までの職種については、すべて有資格者を配置すること。

番号	職 種	必要 人数	留 意 事 項
1	園 長	1人	認可保育所、認定こども園のいずれかでの保育実務経験年数を10年以上有し、幹部職員としての能力及び経験を有する者であるとともに、新設認定こども園の正規職員かつ常勤・専任職員とする。また、クラス担任を持たない者とする。
2	副園長 又は 教頭	1人	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業のいずれかでの保育実務経験年数を5年以上有し、幹部職員としての能力及び経験を有する者であるとともに、新設認定こども園の正規職員かつ常勤・専任職員とする。(クラス担任を持たない者とするのが望ましい。)
3	クラス担 任等	相当 数	0歳児3:1、1歳児4:1、2歳児6:1、3歳児20:1、4・5歳児30:1で配置し、保育実務経験1年未満の者の割合は4分の1以下、保育実務経験年数が3年以上の者の割合を3分の1以上とすること。 クラス担任となる保育教諭は、常勤・専任職員とする。 休日保育および一時保育を行う場合の担当保育教諭の必要人数は、最低2人とする。
4	調理員	3人 以上	調理師資格を有する者を1人以上配置したうえで食数に応じた必要人数を配置すること。(外部委託可)

※ 「幼保連携型認定こども園」については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の施行の日から10年間(令和6年度末まで)は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、園児の教

育及び保育に直接従事する職員となることができる。

※ 「保育所型認定こども園」については、保育士の登録を受けた者が満3歳未満の子どもの保育に従事する職員に、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員として従事することができる。

※ 満3歳以上の園児について、教育課程に基づく教育が適正に行われるように、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢の園児で、学年進行上無理のないようにその数が35人以下となるように学級を編制し、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置くこと。

※ 開園時間を通じて、2人以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。

※ 移管先は、開園当初より円滑に運営できるよう、新規採用者だけでなく、法人内の職員異動を実施するなど、できる限り直近まで保育に携わっている者を配置するよう努めること。

※ 同一職員による保育実施が望ましいため、引継ぎ期間も含め、保育士の年度途中での交代は極力行わず、職員の安定的、継続的な雇用に努めること。

※ 上記職員のほか、園医、園歯科医を配置すること（幼保連携型認定こども園は、園薬剤師の配置も必要）。また、事務員の雇用に努めること。

6 関係法令の遵守

(1) 移管先は、新設認定こども園の管理運営を行うにあたっては以下に掲げる関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。

- ① 児童福祉法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- ③ 保育所保育指針
- ④ 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ⑤ 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- ⑥ 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- ⑦ その他関係法令、厚生労働省通知等

(2) 関係法令に基づく認可（認定）を受けたうえで施設の設置及び運営をすること。

- ・認可保育所
児童福祉法第35条第4項
- ・幼保連携型認定こども園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項
- ・保育所型認定こども園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項

7 移管実施のための準備（令和3～5年度）

移管先は、移管までに、職員の確保及び研修の実施、その他必要な準備事項等を実施すること。なお、移管先の負担により、随時市との打合せに担当者を出席させること。

8 協議の実施

(1) 円滑に引継ぎを行う観点から、移管先を決定次第、速やかに市と移管先とで保育の進め方等について協議を進める。

(2) 移管後2年程度は協議を継続するものとする。

9 共同保育の実施

(1) 民営化による保育環境の変化に十分配慮する必要があることから、園児が新しい保育教諭に慣れ親しむことができるよう、引継期間として、移管先職員と黒田西保育園職員での共同保育を実施する。

(2) 令和5年4月1日から1年間を移管前の共同保育期間とし、令和6年4月1日以降の移管後においても、市からの助言・指導を踏まえた保育に努めること。また、必要な事項は市と移管先との協議のうえ定めるものとする。

10 新設認定こども園施設整備に係る財政支援

- (1) 新設認定こども園の整備（黒田西保育園の現園舎解体工事、新設認定こども園の新園舎建設及び完成までの間に使用する仮園舎の建設）に要する費用に対し、別紙3「新設認定こども園の整備費・運営費モデルケース」の内容を目安に補助を行う。
- (2) 上記（1）のほかに、移管先が工事に要する費用の資金として独立行政法人福祉医療機構または愛知県社会福祉協議会が行う民間社会福祉施設振興資金からの借入金について、毎年度の返済額の4分の3以内の額（千円未満切り捨て）での補助を行う。
- (3) 上記（1）（2）の補助については、市の各会計年度の予算成立を条件とする。

11 新設認定こども園運営に係る費用

子ども・子育て支援法に基づき、市は別紙3「新設認定こども園の整備費・運営費モデルケース」の内容を目安に、施設型給付費として支払う。なお、利用者負担額（保育料）については、移管先にて徴収するものとする。

保育内容等

1 保育内容

- (1) 移管先は、0歳児（遅くとも生後6か月）以上の児童を対象に、保育を実施すること。
- (2) 障がい児保育

市が保育の実施決定を行った障がい児については、障がいの種類、程度等に応じ、加配保育士を配置するとともに、適切な保育を実施すること。
- (3) 特別保育

特別保育の実施について検討すること。実施する場合は、次の①～③に留意すること。

 - ① 休日保育
 - ・日曜及び祝日：8時00分～18時00分
 - ・市内に住民登録を有し、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「保育園等」という。）を利用している2号認定又は3号認定を受けた児童のうち、希望者を対象に実施すること。
 - ② 一時保育
 - ・月曜日～金曜日：8時00分～16時00分（土曜日は12時00分まで）
（延長保育の実施についても検討すること。）
 - ・市内に住民登録を有し、保育園等に在園していない生後6か月以上の児童を対象とし、専任職員により実施すること。（対象事由：保護者の断続的な就労、緊急的な病気、出産、冠婚葬祭や育児リフレッシュ等）
 - ③ 病児保育
 - ・月曜日～金曜日：8時00分～18時00分
 - ・市内に住民登録を有する生後6か月以上小学校4年生までの児童を対象とし、専用スペースにて専任職員（児童10人に対し看護師1人、児童3人に対し保育士1人）により実施すること。
 - ・児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室を設けること。
- (4) 子育て支援事業

地域における子育て支援事業として、次の5つの事業のうち1つ以上実施すること。

 - ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（親子のつどい事業、園庭開放事業など）
 - ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（相談事業など）
 - ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業（一時預かり事業、病児保育事業など）
 - ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業（コーディネート事業など）

- ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業（情報提供事業、子育てサークル・子育てボランティアの育成・支援事業など）

2 食事

食事の提供について、次のとおり実施すること。

- (1) 食事の提供に当たっては、自園調理方式とする。
- (2) 食事の内容については、「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（令和2年子発0331第1号）及び「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年子母発0331第1号）に基づくものとする。
- (3) アレルギー等配慮の必要な児童に対しては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を基に、医師の診断に基づき保護者と連携したうえで、個々の状況に応じ、除去食を提供するなど、柔軟に対応するよう努めること。
- (4) 衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年生食発0616第1号）に基づいて行うこと。
- (5) 「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」（令和3年子保発0401第2号）に基づいた食育に関する取組みを推進すること。

3 保護者の費用負担

保育料以外の子どもの主食費・副食費や、各園児の日用品、文房具等の費用負担は各保護者の実費とし、移管後の運営に当たって新たに各保護者の費用負担を計画する場合は、各保護者と協議した上で行うこと。

4 保護者との関わり

- (1) 保護者との懇談会を定期的開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意を持って対応すること。
- (2) 苦情解決の仕組（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。

5 地域との関わり

年間を通じ、近隣の地域住民への配慮を欠かさず、行事等実施の折には事前周知に努めること。また、地域住民等関係者や保護者からの意見、要望等があった場合は、積極的に話し合いに応じ、新設認定こども園の運営に生かしていくよう努めること。

6 行事などの継承

従来黒田西保育園で実施してきた保育内容や行事等については、原則継承、継続して実施するよう努めること。

7 教育・保育施設との連携

移管先は、市内の保育所や小中学校等の教育・保育施設と積極的に連携を図ること。

8 健康診断

関係法令の定めや入所児童の状況により、健康診断を適切に実施すること。

9 保育内容の質の向上

- (1) 保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。
- (2) 移管先は、保育に携わる職員の資質の向上を図るため、毎年独自の研修計画を策定するとともに、積極的に自ら研修を実施し、職員の育成に努めなければならない。また、市及びその他団体の主催する研修会、研究会等には、常勤・非常勤を問わず職員を積極的に参加させ、その資質の向上に努めなければならない。
- (3) 移管先は、以下に掲げる事項を実施し、保育指針に基づき自己評価等を通じて保育の質

の維持向上に努めること。

ア 利用者アンケート等の実施（移管後2年間、年1回以上）

イ 福祉サービス第三者評価制度の受審及び結果の公表（移管後5年以内を目安に実施）

10 防災・防犯対策

月1回以上の避難訓練及び消火訓練を実施するとともに、震災、風水害、火災、その他の非常災害時に安全を確保するための講ずべき必要な措置に関する具体的な計画及び関係機関への連絡体制を整えること。

11 事故防止及び安全対策

- (1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- (2) 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

12 保険及び損害賠償の取扱い

- (1) 事故等により園児に危害が生じた場合において、適切に対処できるよう傷害保険に加入すること。
- (2) 移管先の故意または過失によって施設の利用者等第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 建築設備の保守管理

給排水設備、ガス設備、電気設備、消防設備、空調関係設備、衛生設備、遊具等は、日常点検のほか、法定点検及び定期点検等を行い、性能を維持すること。

14 その他

上記の他、新規事業、その他本特記事項に記載のない事業を実施する場合は、必ず事前に市と協議すること。

市有財産の移管等

1 土地（別添「黒田西保育園周辺図」参照）

黒田西保育園の土地は、10年間の無償貸付とする。なお、無償貸付期間経過後の更新等については、期間満了前に市と協議するものとする。また、貸付を受けた土地は、保育所以外の用途に使用することは不可とする。

- (1) 次の場合は契約を解除するものとする。
 - ① 保育所以外の用途に供したとき
 - ② 土地、建物を転貸したとき
 - ③ 市の承諾を得ずに土地の形状・形質の変更、建物の増改築並びに工作物の設置を行ったとき
 - ④ 契約を継続し難い重大な背信行為があったとき
- (2) 黒田西保育園の土地を活用し、保護者送迎用駐車場を敷地内又は近隣に確保すること。また、駐車場の出入りについて、交通安全に十分配慮した計画とすること。
- (3) 現園舎の敷地西側道路沿いの水路について、1m程度東側に移設する工事を移管後に市で実施する予定であるため、その工事に協力すること。また、この移設工事により、敷地面積が現状よりも縮小することについて予め承諾すること。

2 建物

原則、現状のまま無償で譲渡する。

ただし、移管後、令和8年3月31日までの間に園舎の建て替え工事を完了すること。なお、建て替え工事にあたり次の点に留意すること。

- ① 現園舎の解体工事から新園舎完成までの間、自園調理方式による食事の提供が可能な厨房設備および利用定員分の園児が入所可能な保育室等を備えた仮園舎を現在の敷地内または近隣に設置すること。
- ② 仮園舎及び新園舎は関係法令を遵守のうえ建設を進めることとし、平屋又は2階建てとして地階は設けないこと。また、施設の設計、建設にあたっては市の条例で定める基準を遵守すること。
 - ・認可保育所
 - 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - ・幼保連携型認定こども園
 - 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
 - ・保育所型認定こども園
 - 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- ③ 解体工事及び建設工事にあたり、近隣住民に工期の説明をするなどして理解が得られるよう懇切丁寧な対応に努めること。また、第三者に与えた損害については、移管先がその責を負い、その費用を負担すること。
- ④ 保育室及び事務室等について、園児や職員が間隔を空けて机等を使用できるような面積の確保や換気のための2方向の窓の設置等、新型コロナウイルス等の感染対策に配慮した施設の整備に努めること。

3 備品

黒田西保育園の備品は、移管後から新園舎建設完了までの間、無償貸与とする。なお、新園舎建設完了後の備品の取扱いについては、別途市と協議するものとする。

4 認可申請

移管に伴う設置認可に関する手続き等は、移管先が行うものとする。

5 その他

その他詳細については、移管先と市が協議のうえ、決定するものとする。

その他留意事項

1 個人情報の取扱い

移管先は、新設認定こども園を運営するにあたり、個人情報（特定個人情報を含む）を取り扱う場合はその取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市内雇用への配慮

移管先は、新たな職員の雇用にあたっては、できる限り市内在住者の雇用に努めるよう配慮すること。また、民営化前に雇用されていた臨時職員が民営化後も就労を希望する場合は、子どもへの保育環境の変化を最小限に留める観点から引続き雇用を検討すること。

3 市内業者への配慮

移管先は、物品の調達にあたっては、できる限り市内の事業者から調達するように配慮すること。

4 環境への配慮

移管先は、新設認定こども園の運営を行うにあたっては次のような環境への配慮に留意すること。

- (1) 環境に配慮した商品の購入（グリーン購入）の推進及び廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。

- (2) 電気、ガス、水道などの使用量の削減に向けた取組みを推進すること。
- (3) 保育園運営において発生する音（園児の遊ぶ声や放送設備など）により、近隣住民の生活に影響を及ぼさないよう防音対策に努めること。

5 災害発生時の協力

風水害等の災害発生時において、近隣の指定避難所に避難者が入りきれない状況になるような場合に、補助的な避難所（補助避難所）として施設を使用することについて承諾すること。

6 覚書の取り交わし

黒田西保育園の民間移管にあたり、移管先は市と「一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る新設認定こども園の整備等に関する覚書」を取り交わし、その内容を遵守すること。

【 問合せ先 】

一宮市 子ども家庭部 保育課
〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市役所 本庁舎 9階
TEL 0586-28-8100(代表) 0586-28-9024(直通)
FAX 0586-73-9123
E-mail hoiku@city.ichinomiya.lg.jp